三十一　財務支局長（食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣が契約に関する事務を委任した財務支局長に限る。）

三十二　財務事務所長（食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣が契約に関する事務を委任した財務事務所長に限る。）

三十三　財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長（食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）

第二十七号を第二十八号とし、第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　北海道農政事務所の地域センターの長

（木材統計調査規則の一部改正）

第二十条　木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第六項を次のように改める。

5　この省令で「地域センター等」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあっては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

6　この省令で「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあっては都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センター、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。

第三条第七項を削る。

第八条中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改める。

第九条第一項中「地方農政事務所長等若しくは統計調査員（第十一条第一項に規定する統計調査員をいう。以下同じ。）が」を削り、「又は統計調査員」を「又は第十一条第一項の統計調査員」に改める。

第十条第一項中「地方農政事務所長等又は統計調査員」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「提出」を「送付」に改め、「質問された場合にあっては」の下に「第十一条第一項の統計調査員に」を加え、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第三項中「提出」を「送付」に、「地方農政事務所等」を「取りまとめ地域センター等」に改める。

第十条の二の見出し中「提出」を「送付」に改め、同条第一項中「提出（地方農政事務所長等に提出する」を「送付（取りまとめ地域センター等の長に送付する」に、「提出は」を「送付は」に、「提出しようとする」を「送付しようとする」に改め、同条第二項中「提出」を「送付」に改め、同条第三項中「提出」を「送付」に、「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改める。

第十一条第一項中「統計調査員」の下に「（以下「統計調査員」という。）」を加え、同条第二項中「センター長」を「地域センター等の長」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

取りまとめ地域センター等の長は、基礎調査にあっては統計調査員が作成し、又は第十条第一項の規定により送付された調査票（以下「基礎調査票」という。）に基づき都道府県別及び森林計画区（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により定められた森林計画区をいう。以下同じ。）別の集計を、月別調査にあっては第十条第二項の規定により送付された調査票（以下「月別調査票」という。）に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。この場合において、地方農政局の地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条中「及び第二項」を削り、「送付又は提出された都道府県別及び森林計画区別の結果」を「送付された集計結果」に改める。

第十六条の見出しを「（電磁的記録の保存）」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、」の下に「第十三条第一項の規定により送付された基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録並びに」を加え、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改め、「基礎調査票及び月別調査票並びに」及び「及び第二項」を削り、「結果」を「集計結果の内容」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる地方農政事務所長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの地方農政局の地域センターの長に対してした届出等とみなす。

青森農政事務所長（第一条の規定による改正後の農林水産省組織規則（以下「新組織規則」という。）別表第三に掲げる東北農政局青森地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局青森地域センター長
青森農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局八戸地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局八戸地域センター長
岩手農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局盛岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局盛岡地域センター長
岩手農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局奥州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局奥州地域センター長
秋田農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局秋田地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局秋田地域センター長
秋田農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局大仙地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局大仙地域センター長
山形農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局山形地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局山形地域センター長
山形農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東北農政局酒田地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東北農政局酒田地域センター長